

別紙-9：川西市社会体育施設使用料減免取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川西市社会体育施設条例（昭和59年川西市条例第8号）第4条第2項に定める使用料の減免について、必要な事項を定めることを目的とする。

(全額免除)

第2条 全額免除することができる専用使用料及び個人使用料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 川西市又は川西市教育委員会が主催又は共催する公的事業開催のために社会体育施設を使用するとき。
- (2) 公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が、無償の研修会・講習会等を開催するために社会体育施設を使用するとき。
- (3) 満3歳未満の者が川西市市民温水プールを使用するとき。ただし、同伴の保護者1名に対して入場できる満3歳未満の利用者は2名までとする。
- (4) 学校週5日制のゆとりの時間創造事業として、市内在住の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とその付添者及び小学生並びに中学生が、川西市市民温水プールを第2土曜日の午前11時30分までに使用するとき。
- (5) 障がい者の介助のため、障がい者1名につき原則1名の介助者が社会体育施設を使用するとき。

2 前項第2号の規定にかかわらず、財団が川西市総合体育館トレーニング室使用認定証発行を目的として開催する講習会は、専用使用料を全額免除する。

(半額免除)

第3条 個人使用料を5割免除することができるときは、次の各号のとおりとする。

- (1) 障がい者が社会体育施設を使用するとき。
- (2) 満年齢65才以上の者が社会体育施設を使用するとき。
- (3) 市内（伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町を含む。）に住所を有する中学生が川西市市民温水プールを使用するとき。
- (4) 市内の企業等に勤務する者の内、市民以外の者（伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町の区域内に住所を有する者を除く。）が、川西市市民温水プールを除く社会体育施設を使用するとき。

2 川西市市民温水プールの個人使用料を5割免除することができるときは、使用開始後60分以内に遊泳時間が終了するときとする。ただし、前項に規定する減免を受ける者にあつては、当該減免適用後の使用料を個人使用料とみなし、改めて5割免除することができる。

3 専用使用料を5割免除することができるときは、障がい者スポーツ団体が、別に定める川西市社会体育施設特別使用許可申請取扱要領（以下「取扱要領」という。）第3条及び第5条に基づき社会体育施設を使用するときとする。

- 4 川西市市民温水プールの個人使用料を 5 割免除することができるときは、温水期（1 月から 6 月まで及び 9 月から 12 月までの期間をいう。以下同じ。）において水温を昇温しないときとする。ただし、第 1 項及び第 2 項に規定する減免を受ける者にあつては、当該減免適用後の使用料を個人使用料とみなし、改めて 5 割免除することができる。

（一部免除）

第 4 条 専用使用料を 3 割免除することができるときは、別表に定める団体が、取扱要領第 3 条及び第 5 条に基づき社会体育施設を使用するときとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、兵庫県が主催する事業については、専用使用料を 3 割免除することができる。

- 3 川西市市民温水プールの専用使用料の温水期と冷水期（7 月と 8 月の期間をいう。）との差額を免除することができるときは、温水期において水温を昇温しないときとする。ただし、前条第 3 項及び前 2 項に規定する減免を受ける者にあつては、当該差額免除適用後の使用料を専用使用料とみなし、改めて 5 割又は 3 割免除することができる。

（減免申請手続）

第 5 条 川西市社会体育施設条例施行規則（平成 20 年規則第 21 号。以下「規則」という。）

第 8 条第 2 項に定める減免申請は、第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める個人使用料にあつては使用料徴収時に該当すべき減免事由が判別できる資料等を提示することをもって、第 2 条、第 3 条第 3 項並びに前条第 1 項及び第 2 項に定める専用使用料にあつては規則第 4 条第 1 項に定める使用許可申請書に免除割合を付記することをもって、これに代えることができる。

- 2 規則第 8 条第 3 項に定める減免決定に係る、規則第 6 条第 1 項に定める使用許可書への明示方法は免除割合を付記するものとし、第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める減免決定は別に定める入場券の授受をもってこれに代えるものとする。

（補則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、使用料の減免について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（川西市社会体育施設使用料減免取扱要領の廃止）

- 2 川西市社会体育施設使用料減免取扱要領（平成 11 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。

別表 (第 4 条第 1 項に定める団体)

- 1 川西市体育協会
- 2 川西市体育協会を構成する次に掲げる種目協会
 - (1) 川西軟式野球協会
 - (2) 川西市陸上競技協会
 - (3) 川西市ソフトテニス協会
 - (4) 川西市テニス協会
 - (5) 川西ソフトボール協会
 - (6) 川西市中学校体育連盟
 - (7) 川西市卓球協会
 - (8) 川西市バレーボール協会
 - (9) 川西バスケットボール協会
 - (10) 川西市バドミントン協会
 - (11) 川西市水泳協会
 - (12) 川西市スキー協会
 - (13) 川西市サッカー協会
 - (14) 川西市柔道協会
 - (15) 川西市空手道協会
 - (16) 川西市剣道協会
 - (17) 川西市弓道協会
 - (18) 川西市少林寺拳法協会
 - (19) 川西市ボウリング協会
 - (20) 川西市ゴルフ協会
 - (21) 川西市体操協会

- (22) 川西市ヨーガ協会
- (23) 川西市拳法協会
- (24) 川西市バーベル協会
- (25) 川西市ゲートボール協会
- (26) 川西市健康体操協会
- (27) 川西市ラグビー協会
- (28) 川西インディアカ協会
- (29) 川西市グラウンド・ゴルフ協会
- (30) 川西市スポーツ吹矢協会

3 川西市スポーツ少年団

4 川西市スポーツ少年団を構成する次に掲げる専門部会

- (1) 少年野球専門部
- (2) バレーボール専門部
- (3) サッカー専門部
- (4) 空手専門部
- (5) 剣道専門部
- (6) リーダー隊専門部

5 川西市少年軟式野球連盟

6 公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団

7 前号に定めるもののほか、市長が認める団体

分析測定成績書

第大 12612 号

平成 22年 10月 26日

川西市長

様

兵庫県計量証明事業登録番号 計証第濃3号
 (財)ひょうご環境創造協会
 〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1-3
 TEL (078) 735-2737 (代表)
 (078) 735-2776 (直通)

貴依頼による試料の分析測定結果は下記の通りです。

環境計量士 阿部 由克

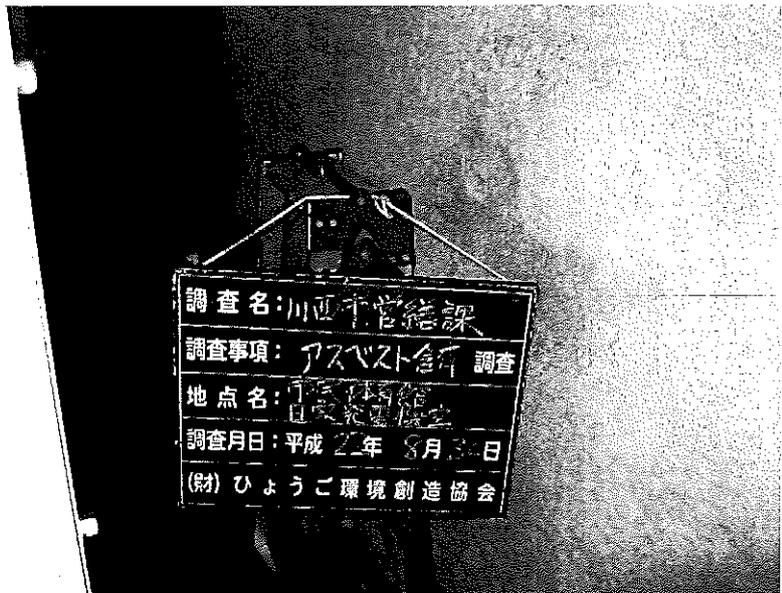


| | |
|----------|---------------|
| 採取区分 | 採取 受託 持込 |
| 測定の種類 | 石綿測定 |
| 測定対象事業場名 | 市民体育館 |
| 所在地 | 川西市向陽台1丁目11-1 |

1. 分析測定成績

| | | | |
|--------------|---------------|-------|--|
| 試料名称 | 吹付け材等 | | |
| 採取位置 | 自家発電室 壁 | | |
| 測定年月日 | 平成22年 8月30日 | | |
| 測定時刻 | 15:05 ~ 15:10 | | |
| 分析測定項目 | 単位 | 計量の結果 | |
| 石綿 (トレモライト) | — | 含有せず | |
| 石綿 (アンソファイト) | — | 含有せず | |
| 石綿 (アクチノライト) | — | 含有せず | |
| | | 以下余白 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

摘要



市有建築物アスベスト調査

事業所: 川西市 まちづくり部

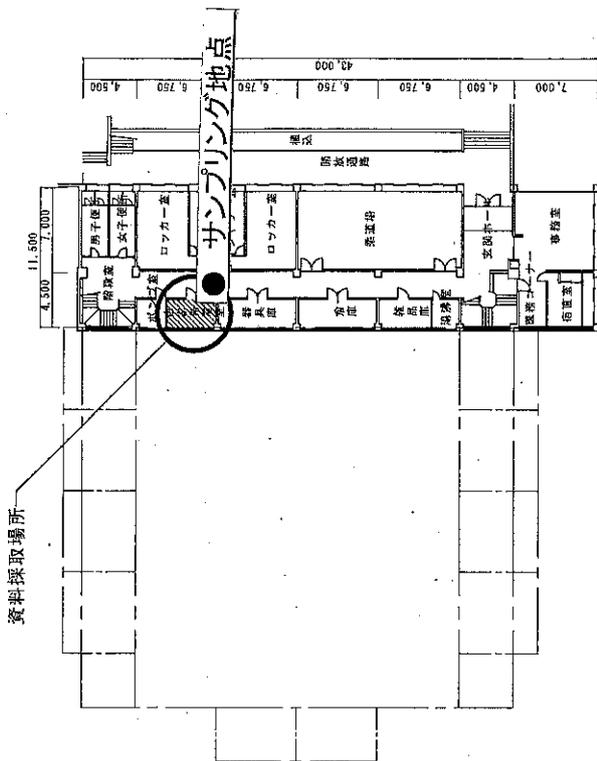
まちづくり推進室 営繕課

調査地点: 市民体育館

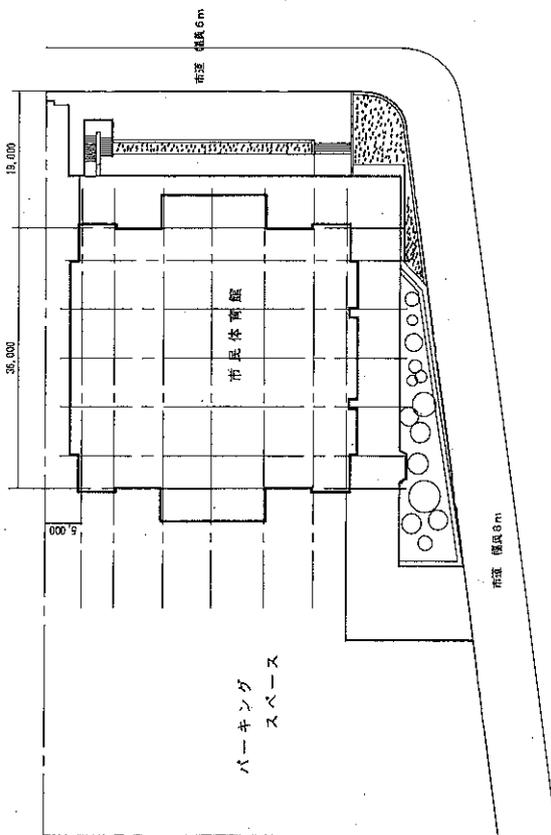
自家発電室

壁

調査時期: 平成22年8月30日



地階平面図 1/300



配置図 1/500

資料採取場所

| | |
|--------|-----|
| 資料採取場所 | 資料数 |
| 自家発電室 | 1 |
| 計 | 1 |



川西市 まちづくり部
まちづくり推進室 営繕課

図面名称
市民体育館 配置図・平面図

工事名称
アスベスト調査委託

縮尺

図面番号

1 2. 市民体育館・市民運動場

【個人使用(卓球・バドミントン)】

- ・受付簿に必要事項を記入してもらう。
- ・番号札を渡す。(卓球1～50、バドミントン51～100)
- ・予定表を希望者に配布。

【専用使用】

(借用物品)

- ・借用物品の貸出は台帳を確認し許可する。(要借用申請)
- ・机と椅子は屋外・屋内用があるので申請者に指示をする。

(協会備品)

- ・使用時に担当者がカギを取りにくる。

(バレーボール使用時)

- ・ワイヤー巻取りハンドルは、貸出台帳記入後、使用者に貸し出す。(返却確認)

(バスケットボール使用時)

- ・リングを出すハンドルを使用者に貸し出す。

(フットサル) つぎの条件で貸し出す

- ・ゴール、コートラインはない。
- ・危険防止のため全面使用。
- ・壁面に向かってボールを蹴らない。
- ・室内用の専用シューズ、専用ボールを使用する

(テニスコート)

- ・使用時の際、代表者にコート番号を伝え、そのコートのハンドルを渡す。
- ・月曜日は整備日(ただし、祝日は除く)のため、毎月曜日の午後5時に施設予約システムで翌週月曜日の利用可能コートを開放する。

開放以降は他の利用日同様、予約システムで受付。

(祝日に当たる日は除く)

開館準備作業（市民体育館）

■施設、器具等の安全確認を行う。

| | 作業内容 | 注意事項 |
|----|-------------------------------|--------------------|
| 1 | 駐車場開錠（月曜日は閉鎖時刻表示看板取り外し） | |
| 2 | 地階玄関、事務所扉開錠 | |
| 3 | セコムカード挿入、夜間機械警備解除 | 玄関開錠後30秒以内 |
| 4 | 予約システムの起動 | |
| 5 | 金庫から受付用手提げ金庫を出し、受付に置く | |
| 6 | コピー機電源ON | |
| 7 | 館内の照明点灯 | 使用場所のみ |
| 8 | 必要に応じ主競技場内①・②倉庫の開錠 | |
| 9 | 地下男子トイレ小便器洗浄水開栓、男女更衣室内シャワーの準備 | 水・ガスの開栓 給湯器電源ON |
| 10 | 国旗掲揚（17時降納） | 天候注意 |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |

閉館準備作業（市民体育館）

| | 作業内容 | 注意事項 |
|----|-------------------------------|--------------------|
| 1 | 予約システム日次処理・手提げ金庫の現金確認（確認後金庫へ） | つり銭準備金 50,000円 |
| 2 | 主競技場の非常口、①②倉庫点検施錠、確認 | 庫内照明・窓 |
| 3 | 換気扇停止確認 | |
| 4 | 観覧席・ロビー・1Fトイレの点検施錠 | 照明・扉・窓 |
| 5 | 主競技場消灯 | |
| 6 | 地下トイレ・更衣室・③④倉庫の点検 | 給湯器・換気扇 照明・窓・水栓 |
| 7 | 武道場兼会議室の点検 | 換気扇・エアコン 照明・窓 |
| 8 | 湯沸室の点検 | ガスの元栓 換気扇・照明 |
| 9 | 廊下・階段・玄関の点検 | 照明 |
| 10 | 予約システムの終了 | |
| 11 | 金庫施錠、コピー機電源OFF | |
| 12 | 事務所の照明・窓（消灯・施錠）の確認 | |
| 13 | セコムカード挿入、夜間機械警備セット | |
| 14 | 事務所・地階玄関施錠 | |
| 15 | 門扉施錠・駐車場施錠（土曜日は閉鎖時刻表示看板取付） | |
| 16 | | |
| 17 | | |

開場準備作業（市民運動場）

■施設、器具等の安全確認を行う。

| | 作業内容 | 注意事項 |
|----|--|------|
| 1 | (運動場) 門扉開錠 使用開始時間の1時間前に出勤し、施設の使用状況を確認 | |
| 2 | (運動場) グラウンド状態の把握 使用不可の場合、予約1時間前までに利用者へ連絡 | |
| 3 | (運動場) レーキをかける(グラウンドが荒れているとき) | |
| 4 | (運動場) トイレ開錠・備品を準備(軟式野球協会使用時は本部席開錠) | |
| 5 | (テニスコート) 門扉開錠 使用開始時間の1時間前に出勤し、施設の使用状況を確認 | |
| 6 | (テニスコート) コート状況の把握 使用不可の場合、予約1時間前までに利用者へ連絡 | |
| 7 | (テニスコート) 各コート出入口・コートハウス・倉庫の開錠 | |
| 8 | (テニスコート) コートローラーで転圧または散水 | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |

閉場準備作業（市民運動場）

| | 作業内容 | 注意事項 |
|----|-----------------------------|-------------|
| | (運動場) | |
| 1 | 使用備品の確認・収納および倉庫、トイレ、本部席扉の施錠 | 照明・窓 |
| | (運動場) | |
| 2 | 門扉施錠 | |
| | (テニスコート) | |
| 3 | 各コート出入口および倉庫の点検施錠 | |
| | (テニスコート) | |
| 4 | コートハウス内点検施錠 | 電気・換気扇・窓・ガス |
| | (テニスコート) | |
| 5 | 門扉施錠 | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |